

第 6 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成23年12月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成23年12月13日(火曜日)  
 午前9時59分開議  
 午後0時8分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補  
 正予算（第6号）

議案第10号 熊本県知事の権限に属する事  
 務処理の特例に関する条例の一部を改正  
 する条例の制定について

議案第12号 熊本県税条例等の一部を改正  
 する条例の制定について

議案第22号 当せん金付証券の発売につ  
 いて

第議案23号 公立大学法人熊本県立大学中  
 期目標の策定について

議案第33号 平成23年度熊本県一般会計補  
 正予算（第7号）

請第11号 私学助成の充実強化に関する請  
 願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
 いて

報告事項

- ①東日本大震災に係る地域防災計画の  
 見直し及び支援状況について
- ②政令指定都市移行に向けた動きにつ  
 いて
- ③政令指定都市誕生後の県内各地域の  
 将来像（案）について
- ④川辺川ダム問題について
- ⑤物品調達等に関する不適正経理再発  
 防止策の検証報告について

出席委員(8人)

委員長 佐藤 雅 司  
 副委員長 高野 洋 介

委員 前川 收  
 委員 岩中 伸司  
 委員 大西 一史  
 委員 井手 順雄  
 委員 増永 慎一郎  
 委員 磯田 毅

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 松見 辰彦  
 政策審議監 田嶋 徹  
 危機管理監 牧野 俊彦  
 秘書課長 山口 達人  
 広報課長 田中 浩二  
 危機管理防災課長 佐藤 祐治

総務部

部長 駒崎 照雄  
 政策審議監 岡村 範明  
 文書私学局長 岡本 哲夫  
 総務税務局長 倉永 保男  
 市町村局長 小嶋 一誠  
 人事課長 古閑 陽一  
 財政課長 浜田 義之  
 首席審議員兼  
 県政情報文書課長 寺島 俊夫  
 私学振興課長 五嶋 道也  
 総務事務センター長 兼行 雅雄  
 管財課長 米満 譲治  
 税務課長 出田 貴康  
 市町村行政課長 能登 哲也  
 市町村財政課長 山口 洋一  
 消防保安課長 原 悟

企画振興部

部長 坂本 基

総括審議員兼政策審議監 河 野 靖  
 総括審議員兼  
 交通政策・情報局長 小 林 豊  
 地域・文化振興局長 宮 尾 尚  
 企画課長 坂 本 浩  
 地域振興課長 佐 藤 伸 之  
 政策監兼  
 新幹線元年戦略推進室長 本 坂 道  
 文化企画課長 富 永 正 純  
 政策監兼  
 文化・世界遺産推進室長 吉 永 明 彦  
 川辺川ダム総合対策課長 津 森 洋 介  
 交通政策課長 中 川 誠  
 情報企画課長 古 谷 秀 晴  
 統計調査課長 佐 伯 康 範

出納局  
 会計管理者兼出納局長 中 山 寛  
 首席審議員兼会計課長 田 上 勲  
 管理調達課長 清 田 隆 範

人事委員会事務局  
 局 長 田 崎 龍 一  
 首席審議員兼総務課長 松 見 久  
 公務員課長 松 永 寿

監査委員事務局  
 局 長 本 田 恵 則  
 首席審議員兼監査監 山 中 和 彦  
 監査監 藤 本 耕 二  
 監査監 中 島 昭 則

議会事務局  
 局 長 井 川 正 明  
 次長兼総務課長 黒 田 祐 市  
 議事課長 池 田 正 人  
 政務調査課長 松 永 康 生

---

事務局職員出席者  
 議事課課長補佐 上 野 弘 成  
 政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

---

午前9時59分開議  
 ○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから

第6回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託されました請第11号について、提出者から趣旨説明の申し出がおりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第11号についての説明者を入室させてください。

（請第11号の説明者入室）

○佐藤雅司委員長 説明される方をお願いを申し上げます。各委員には請願書の写しを配付いたしておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第11号の説明者の趣旨説明）

○佐藤雅司委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りいただきたいと思っております。ありがとうございました。

（請第11号の説明者退室）

○佐藤雅司委員長 次に、10月の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

原悟消防保安課長。

（消防保安課長自己紹介）

○佐藤雅司委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思っております。説明に当たりましては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○駒崎総務部長 おはようございます。

それでは、今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、冒頭提案の第1号議案及び追加提案の第33号議案を提案いたしております。

第1号議案は、経済対策関連分及び東日本大震災関連分の経費を約13億円、災害対策事

業等の通常分を約17億円計上しており、総額約30億円の増額補正となっております。

また、第33号議案は、国の第3次補正予算対応分の経費を約123億円計上しております。

これにより、11月一般会計補正予算は、冒頭提案分と合わせまして約153億円の増額補正となり、補正後の平成23年度予算規模は約7,580億円となります。

このほか、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例等の条例案件等につきましても、あわせて御提案申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 次に、財政課長から、平成23年度11月補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。

追加提案しました関係上、説明資料が2冊に分かれております。厚い方と薄い方がございます。厚い方が後議ということで冒頭提案分、薄い方が追号ということでございます。

まず、厚い方の冒頭提案から御説明をさせていただきます。表紙に総務常任委員会説明資料(後議)と書いたものをごらんいただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

補正予算の概要でございます。

一般会計補正予算については、ただいま総務部長が申し上げたとおり、総額29億6,300万円の増額補正ということで提案させていただいております。

下段の表をごらんいただきますと、このほ

かに、一般会計のほかに8本の特別会計あるいは企業会計についてもあわせて補正をお願いいたしております。

2ページをお開きいただいてよろしいですか。

ここからは一般会計補正予算でございますが、3ページにかけて歳入を掲げております。主なものを御説明いたします。

まず、2ページ、4番目の地方特例交付金、それから3ページ、9番目の国庫支出金、それから同じく3ページ、12番目の繰入金でございます。ここに、それぞれ大きな額が補正額として立っております。これは、この3ついずれにも共通する理由でございますけれども、子ども手当関連、すなわち3党合意を踏まえて3月末に成立した子ども手当の特別措置法、これに基づく制度の改正、これへの変更などがその主な要因となっております。

このほか所要の財源として組み込んでおりますほか、15番目の県債、3ページの一番最後でございますが、これにつきましては、森林整備に関する事業あるいは災害復旧の追加に要する事業、これの財源として3億6,000万円余を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。

ここから5ページにかけてが歳出予算でございます。

まず、4ページの一番頭、1の一般行政経費でございます。

このうち、(1)の人件費、(2)の扶助費、これはいずれもただいま申し上げました子ども手当関連に基づく制度への対応でございます。主要の予算を減額しております。

それから、同じく一般行政経費の中の(4)その他でございますけれども、ここは公共参与による産業廃棄物最終処分場の整備に要する経費あるいは地域医療再生基金の追加造成など、11億5,000万円余の予算を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

5ページの2、投資的経費の内訳でございますが、補助分につきましては森林環境保全整備事業など、あるいは単独分につきましては経済対策基金を活用した諸事業などを計上いたしております。また、(2)の災害復旧事業費では、河川等の災害復旧事業費を含め、1億4,500万円余を計上いたしているところでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページから7ページにかけては、地方債の補正でございます。

今回の補正で追加しました普通建設事業あるいは災害復旧事業、この財源となる県債の追加あるいは限度額の変更をさせていただくものでございます。

以上が11月補正の冒頭提案分の概要でございます。

続きまして、追加提案分を御説明いたします。

もう1つの薄い方の冊子、表紙に(追号関係)と書いた説明資料をお願いいたします。

この追加提案分につきましては、先月の21日に成立いたしました国の第3次補正予算、これに即応するという趣旨のものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思いますですが、1ページの冒頭でございます。

まず、一般会計予算でございますけれども、道路、河川、農地等の防災対策あるいは緊急雇用対策、森林整備、林業再生に係る国の経済対策関係基金、これの追加造成及びそれらを活用しました事業など、総額約123億円を計上いたしております。

下段の表をごらんいただきたいと思いますですが、このうち右から2番目の囲みが追加提案分のところでございますが、一般会計のほかにも、流域下水道事業特別会計でこの3次補正の対応をする予算を計上させていただいております。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページが歳入でございます。

3ページの最上段からごらんをいただきたいと思いますと思いますが、9の国庫支出金でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました雇用対策、森林整備に係る基金の追加造成あるいは道路等の防災対策、これに係ります国庫補助金を計上いたしております。

12番目の繰入金でございますけれども、これにつきましては、森林整備事業等の財源としてその基金から繰り入れるというものでございます。

15番目の県債でございますが、道路、河川、農地の防災対策事業の財源として22億4,900万円を計上いたしております。

4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、4ページの一般行政経費でございますが、(3)の物件費でございます。ここに緊急雇用基金を活用した雇用対策を掲げております。それから、(4)のその他でございますが、先ほど申し上げました国からの追加配分を受けた緊急雇用の基金あるいは森林整備、林業再生の基金、この追加造成に要する経費を計上いたしております。それぞれ22億5,000万円、それから45億円ということになります。

5ページをごらんいただきたいと思いますですが、2番目の投資的経費でございます。

普通建設事業費のうち補助分でございますけれども、これは道路、河川等の防災対策事業として41億円余、それから、単独分では、経済対策基金を活用して行う森林整備、林業振興に要する経費を計上しております。それから、(3)の直轄負担金でございますが、一般国道、1級河川の防災対策に係る国の事業の負担金ということでございます。

最後に、6ページをお願いしたいと思います。

これも地方債補正でございます。先ほど追加いたしました県債につきまして、限度額の変更をいたすものでございます。

以上が11月補正予算追加分の提案の概要でございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤雅司委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○田中広報課長 広報課でございます。

後議分、厚い方の説明資料の9ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定につきまして、平成24年度におよそ2,300万円を限度額として計上しております。

これは広報誌「県からのたより」制作の委託料でございます。年度当初から実施する必要があり、契約締結まで期間を要するために債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の9ページ、下段をお願いいたします。

繰越明許費でございますが、地震・津波被害想定調査事業につきまして、平成23年度予算額2,500万円のうち1,800万円を平成24年度へ繰り越すものでございます。

本事業につきましては、県内で起こり得る地震、津波による被害状況等を調査し、その後の対策に資するもので、防災計画の見直しに反映させるものでございます。

想定した6つの地震に対する被害想定を調査するものですが、調査対象地震の一つでございます東海、東南海、南海の3連動型地震につきましては、当初、ことしの秋ごろに国の見直し状況が示される予定でしたが、来春以降にずれ込むとのことであり、その結果を

受けて作業を行う予定でした津波シミュレーションの着手がおくれる見通しとなりました。このため、今年度分の調査費について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

上の方でございますが、総務事務センターで、人事管理費で6,562万円余の減額補正をお願いしております。

これは、知事部局等職員へ支給する子ども手当関係費につきまして、本年8月の3党合意に基づいて成立いたしました子ども手当特別措置法に対応して、当初予算の人事管理費10億6,237万円に含まれる子ども手当関係費4億6,365万円について、所要額の減額及び財源更正を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。

引き続き、11ページ下段の税務課の欄をごらんください。

税務総務費でございますが、納税奨励費といたしまして258万円余の補正額を計上しております。

これは、軽油引取税の増収に伴いまして、軽油引取税の特別徴収義務者に対して交付する特別徴収事務取扱交付金の増額に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

資料の12ページをごらんください。

上段でございます。繰越明許費でございます。

総合庁舎施設整備費として9,400万円を計上しておりますが、これは、阿蘇総合庁舎の耐震改修工事におきまして、基礎地盤がかたく、工事に遅延が生じたことによりまして、一部を翌年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○原消防保安課長 消防保安課でございます。

引き続き、資料の12ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定につきまして、下段の防災消防ヘリコプターテレビ伝送システム整備事業、略称ヘリテレにつきまして、3億4,100万円を平成24年度に繰り越すものでございます。

現在、ヘリテレの映像は、県警ヘリ「おおあそ号」からの映像を災害や山林火災時に活用しておりますが、これを23年度予算で防災消防ヘリ「ひばり」にも新たに搭載する事業でございます。

繰り越しの理由としましては、「ひばり」への機体取り付けができる専用の整備工場が全国に仙台と大阪2カ所ありますが、このうち仙台空港内の工場が3月11日の大震災で被災し、しばらく利用できなかつたために、事業全体がおくれたものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。

説明資料は14ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、これは、熊本県総合行政ネットワーク等の管理運営に係る平成24年度の業務委託につきまして、年度内に契約事務を行う必要があるため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

○清田管理調達課長 管理調達課です。

資料の16ページをお願いいたします。

債務負担行為ですが、これは、県の各機関において契約する共通的な4つの業務につきまして、当課において取りまとめて設定をお願いしているものです。また、これらは、来年4月から役務の提供を受けるもののうち、早期に入札等の契約手続を進める必要がある案件につきまして、11月補正予算におきまして審議をお願いしているものです。

まず、県有施設等管理業務ですが、一番右の欄でございます。限度額34億5,800万円余、120件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、庁舎清掃や警備などに係る業務委託です。

次に、給食業務ですが、限度額1,900万円余、4件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、福祉相談所などの給食賄いに係る業務委託でございます。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。

情報処理関連業務ですが、限度額4億2,700万円余、21件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システムの設計開発、維持管理など、情報システムの運用に係る業務委託です。

最後に、事務機器等賃借ですが、限度額12億9,600万円余、93件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、パソコンなど情報システム関連機器等のリースです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてでございます。35ページの条例案の概要で御説明をさせていただきます。

まず1、条例改正の趣旨でございますが、改正理由としては大きく3点ございます。1点目が、知事の権限に属する事務の一部を市町村へ移譲する、2点目は、熊本市の政令指定都市指定、3点目は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の制定に伴いまして関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容についてでございます。改正の趣旨に沿って、3つに分けて御説明をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、(1)市町村への事務の移譲に伴う関係規定の整備でございます。

市町村との事務移譲の協議が調った26項目の事務につきまして、条例の別表に掲げる事務や関係市町村名につきまして、新たに追加を行うものでございます。

まず最初に、①の熊本市への移譲分について、全部で18項目を移譲いたします。主なものとして、熊本市の政令市移行に伴います県市協定に基づく事務などにつきまして、番号1、2にあります国県道の財産管理に関する事務や、9番の旅券の申請受付・交付等に関する事務、次のページでございますが、10番の農地の転用許可等に関する事務などを移譲するものでございます。その他の移譲事務の項目につきましては、資料の表に記載しているとおりでございます。

次に、36ページの中段でございますが、②の熊本市以外の市、町への事務の移譲についてでございます。

全部で10項目の事務の移譲を行います。これは、事務権限移譲推進指針に基づきまして市、町と協議が調った、例えば37ページの22番の開発行為等の規制に関する事務、次の23番、浄化槽の設置等の届出等に関する事務など、玉名市など新たに11市町に移譲するもの

でございます。その他の移譲事務の項目は、資料の表に記載しているとおりでございます。

次に、37ページの中段になりますが、主な改正の2点目、(2)熊本市の指定都市指定に伴います関係規定の整理についてでございます。

現在、特例条例に基づき移譲しております土地区画整理法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務につきまして、熊本市の指定都市指定に伴い、法律上、熊本市長が処理することになります。このため、特例条例の別表の市町村等の欄から熊本市を削るなどの整理を行うものでございます。

次に、主な改正の3点目、(3)いわゆる第2次一括法の制定に伴う関係規定の整理でございます。

第2次一括法の施行により、法律上、市町村長が処理することとなります。37ページから38ページに掲げております、例えば①の地方自治法に基づく事務を初め、全部で14項目の事務につきまして、特例条例の別表の市町村等の欄から関係市町村などを削るなどの整理を行うものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

次に、38ページの中段でございます。

3、施行期日でございますが、条例の施行日は平成24年4月1日でございます。一部例外としまして、1の欄にありますように、旅券法に基づく事務につきましては、4月1日が日曜日であるため、翌日の4月2日としております。

また、1級河川及び2級河川に供される国有財産の管理等に関する事務につきましては、政令市移行後に所要の手続を経る必要があることから、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日といたしております。

3の欄にありますように、水道法に基づく事務につきましては、第2次一括法の施行期



日に合わせて平成25年4月1日といたしております。

最後に、4の経過措置でございます。

事務移譲に係る一般的な経過措置としましては、条例の施行の際、知事が行った処分等につきましては、事務を移譲する市町村長が行った処分とみなす旨を規定いたしております。

なお、旅券法に基づく事務につきましては、条例改正前に知事に対してなされた行為に関する事務につきましては、引き続き知事が処理することと規定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○出田税務課長 税務課でございます。

次の資料39ページ、第12号議案熊本県税条例等の一部を改正する条例についてでございます。資料は40ページをお願いいたします。

1の主な改正内容をごらんください。

今回の改正は、租税特別措置法の一部改正に伴いまして、同法を引用しております熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の条文を整理するものでございます。

これらは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金税額控除についての規定でございますが、今回の改正は、租税特別措置法との整合性をとる形式的な改正でございますが、改正前との実体の取り扱いの変更はございません。

施行日は、平成24年1月1日でございます。よろしくお願いをいたします。

○浜田財政課長 同じく、資料の41ページをお願いいたします。

議案第22号、これは平成24年度の当せん金付証券、いわゆる宝くじ、これの販売限度額を決めるものでございます。

当せん金付証券法第4条の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請するわけで

すが、それに当たりまして議会の議決を求めるといふものでございます。

発売総額は、中ほどに書いてありますとおり、110億円以内ということでございます。実は、平成23年度、去年の額は175億円でございます。これに対しまして、近年の販売実績のトレンド、それから、もう1つ大きな話として、平成24年度から熊本市が政令指定都市になりまして、新たに宝くじの販売団体ということで県と横並びになります。これも踏まえまして、発売限度額の設定をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○寺島県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

議案第23号公立大学法人熊本県立大学中期目標の策定について御説明いたします。

まず、説明資料47ページの方をお開き願いたいと思います。

中期目標案の概要ですが、その1番の目標策定の趣旨でございますが、知事は、地方独立行政法人法の規定によりまして、次期6年間で公立大学法人熊本県立大学が達成すべき業務運営に関する目標、これは中期目標と言っておりますが、これを定めることとなっております。

今年度が現在の中期目標期間の最終年度に当たりますため、県議会の議決をいただいた上で、平成24年度から29年度までの次期中期目標を定め、法人に指示することになっております。

それでは、中期目標案について御説明いたしますが、まず48ページの方、委員の皆様にはカラー刷りのA3の方を御用意させていただいておりますが、そちらの方をごらんください。

ここに記載しておりますところの目標の体系でありますとか、各目標項目の概要説明に

つきましては、前回10月の委員会で報告しておりました内容と基本的には変わっておりません。朱書きの部分が、新たな取り組みや現目標に修正を加えた部分でございます。重点目標に該当する項目は、今回黄色字で項目の左側に重点と記載させていただいております。

前回のこの目標に関しましては、前回委員会での素案報告をさせていただきましたが、その後パブリックコメントを実施し、また大学評価委員会の意見、それから県立大学の意見を聴取してさらに検討を行いまして、前回御報告した素案に字句修正等を一部加えた形となっております。主な修正箇所は後の説明で触れさせていただきます。

なお、パブリックコメントにおきまして、お1人の方から、教育研究の充実あるいは試験研究機関等との連携等に関する意見が出されましたが、既に素案の方に記載済みでございましたので、素案修正は行っておりません。

それではまた、恐縮でございますが戻っていただきまして、42ページの方をお願いいたします。内容を簡潔に御説明させていただきます。

まず、前文の部分で、42ページでございますが、前文と申しましょうか、段落2つ目のところ、4行目あたりから以降、ちょっと概要を説明いたします。

公立大学法人へ移行した平成18年度から、県立大学が、教育研究等の質の向上あるいは運営の改善、効率化に取り組み、地域貢献分野で高い評価を受け、財務状況も良好に推移してきたこと、それから、すべての教育課程で学士・博士前期・後期課程が完備されて、今後さらに本県唯一の公立大学として学生、県民の期待にこたえるため、黒ボツを3つ書いている部分でございますが、引き続き3つの拠点、人材育成、知的創造、学習・交流の各拠点形成に取り組むということをごに記

述しております。

43ページでございますが、こちら前回ちょっと説明した部分でございますが、簡単に説明させていただきます。

重点目標の1つ目は、教育の質の向上でございます。

人材育成をさらに推進するため、教育課程編成・実施方針を明確化し、教育課程の検証・見直しを行う、それから、各授業科目の成績評価基準の明確化と客観的評価方法により教育の質を確保すること、それからまた、地域企業や地域社会との連携を強化して、独自のキャリア教育、これはキャリア教育と申しますのは、もう御承知のことと思いますが、望ましい職業観でありますとか、主体的に進路選択ができる能力を養うといったようなそういう教育でございますが、それを確立することを記述しております。

2つ目は、特色ある研究の推進でございます。

これまで成果を上げております共同研究等に加えまして、今後、全国をリードするような研究の推進に向け、独自性のある研究の方向性を明確化し、その推進を図るよう記述しております。

なお、前回の委員会の報告では、独自性のある研究の方向性の明確化としておりまして、その推進を図るまでは記述しておりませんでした。評価委員会の意見等を踏まえてさらに検討を加えました結果、明確化した上で推進するまで言及すべきとして表現を修正しております。

3つ目は、地域貢献活動のさらなる推進が重点目標の3本目でございます。

これまでも高く評価されております地域貢献活動をさらに推進するために、大学、それから試験研究機関等との連携を強化し、共同研究成果を地域社会へ普及させるよう記述しております。

なお、前回の委員会では、試験研究機関の

前の大学中ポツというのは入っておりませんが、これは県立大学の方から、共同研究の例示、連携先の例示としては大学も入れるべきという意見がございまして、検討を加えました結果、試験研究機関の前に大学ポツというものを挿入した形に修正をしております。

あと、次の43ページの中段以降は個々の目標を掲げておりますが、ここからはもう簡潔な項目立て説明程度で終わらせていただきたいと思っております。

まず、43ページからでございますけれども、ローマ数字で大学の教育研究等の質の向上に関する目標ということで、順次、教育に関する目標、それから44ページの中段から、2、研究に関する目標、それから44ページの一番下から45ページにかけまして、地域貢献、続きまして、その後45ページ、国際化、学生生活支援を記入しております。続きまして、45ページは、やや下の方からローマ数字Ⅱで、業務運営の改善・効率化、46ページに財務内容関係の改善、それから、続きまして自己点検・評価、情報提供、そしてローマ数字のⅤで、その他業務運営に関する重要目標として、施設設備の整備・活用とか、安全管理でございまして、人権関係について記述をそれぞれしております。

以上で県立大学中期目標の策定につきまして説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思っております。質疑はありますか。

○大西一史委員 議案の第10号、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例ということで、これは県から市町村へ権限を移譲するという事での条例改正であります。

これは、1つは、もうお話もありましたけれども、政令市に移行するという事での、法定であるいはその協議の中で熊本市に移行するという事務の移譲ということになるかというふうに思うんですが、その辺の整理と同時に、これは第2次一括法による市町村への権限移譲ということで整理がなされて、今回条例案が提出されてはいますが、熊本県がこれまで進めてきた第2次の熊本県事務権限移譲推進指針というのがあって、これが17年6月からずっと権限移譲をしてきたわけですね、熊本県としては、これが23年度中に大体終わってしまうわけですが、計画期間としてはですね。指針の期間としてはですけども、今後これをどういうふうにしていくのかということも第2次一括法との関係で非常に重要になってくるのかなというふうに思うんですが、その辺の考え方をまず聞かせていただきたいということが1つ。

それから、権限を移譲するだけじゃなくて、やっぱりこの指針の中にも入っているような市町村への支援策ですね。大きな自治体、特に政令市になるような熊本市へは、もうある程度の体制があると思うんですが、小さな市町村、今回私も本会議で一般質問をさせていただきましたけれども、そういったところに対する人的あるいは財政的な支援というのは、非常に権限移譲とともに重要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の考え方についてちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○古閑人事課長 まず、1点目の第2次の権限移譲の指針、今年度で終わるということで、その後どうするかというお尋ねでございますが、委員御指摘のように、今国の方で第1次と第2次の一括法に基づきまして権限移譲がなされています。

市町村も、この法律に基づく移譲に伴いまして事務がかなりふえていますので、今後、

いわゆる第2次の次ですから、第3次の指針をどうするかというところにつきましては、そこら辺の市町村の負担と申しますか、そこら辺とちょっと見合いを考えさせていただきながら検討させていただきたいというふうに考えております。

それと、2点目の支援体制につきましては、これは、今現在交付金ということで、事務処理に伴います経費等の負担については、交付金制度の中で見ております。また、そのほかの人的支援等々、あとノウハウと申しますか、そこら辺のマニュアルあたりの作成等もあわせてやらせていただいております。

ここら辺につきましては、一括法も含めましてですが、市町村に移譲したものについては、引き続き支援体制をとりながら積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

○大西一史委員 権限移譲については、一括法ということが後から出てきて、県で自主的にというかな、進めてきた、これまでの市町村の状況を見ながら進めてきたこの権限移譲というのを、ある意味ではもう飛び越えて、法律でどんと決めて、どんどん移譲しなさいというような形で行くというやり方が、分権のやり方としてはちょっと乱暴かなというふうに私は思っています。

これは県の皆さんに言ってもしょうがないことなんです、その中で私は大事だなというふうに思うのは、結局、今人事課長も答弁されたとおり、第1次・第2次一括法によって権限がどんどん法律によって移譲されるということになる。これは、市町村の基礎的自治体の事務として、自由度がある意味で増せばいいんですけども、非常に負担だけが多くなってしまふということでは何もならないというふうに思うんですね。

私自身は、これが、いろんな権限移譲をされていく後、実際に自治体の事務が効率的に

なっているのかとか、例えば、そういう住民の利便性とかが高まっているのかとか、裁量の余地のないような事務が移譲されていないかどうかとか、単なる経由事務みたいなものが移譲されていないかどうかとか、やっぱり一つ一つその移譲された権限の意味というかな、例えば年に数回しか執行されないような事務を移譲したからといって、それが果たして本当に地方分権に資するのかといえば、私は、それは非常に疑問かなというふうに思いますね。あと、ノウハウ不足、市町村の方でのノウハウ不足によって、実体的に県に一々照会しなければ執行できないようなことになっていないかどうかとか、そういったところを一回私は整理すべきだろうというふうに思いますね。

ですから、今回条例改正されるということは非常に大事なことだと思いますから、それは賛成しますけれども、ただ、やっぱりこの後の運用の部分で、一体権限移譲の意味がどうだったのかということですね。その検証をしながら、次——第3次の指針をつくるかどうかは別として、次の運用に向けて、ぜひ全庁的に検討していただきたい。

そして、やっぱり市町村の意見をいろいろ聞きながら、この権限移譲というのは進めていかないと、ただでさえ1つの——担当者が、2つも3つも、幾つも兼務しながらやっているという小さな町村があるわけですよ。そういったところを考えれば、やっぱりそういったものの整理——県で別にやっても、分権というか、市町村の自由度が変わらないのであれば、県が引き受けていたって私はいいと思うんですね。

前、前川先生が、いい分権と悪い分権があると言うけれど、ただ単に何でもかんでも市町村に投げてしまえばいいというものじゃ私はやっぱりないと思うんですね。その意味、だから、やっぱり県である程度この辺はカバーしていこう、そこが補完性の原理とい

うことになると思うんですけども、そういうところをぜひ注意しながら、今後の移譲というのはやっていただきたい。

そういう意味では、私は、さっき言ったようなことをチェックリストにして精査していただきたいというふうに思うんですね。そういったことをぜひやっていただきたいと思うんですが、今後どういうふうに対応されるのか、お答えいただきたいと思います。

○古閑人事課長 いわゆる、もともと権限移譲につきましては、より身近なところでいろんな申請とかできるということで、いわゆる利便性の向上を図ることが目的の一つでございます。

もう一点は、いわゆる事務の効率化といえますか、もともと市町村で受け付けたものを、また県まで上げて、また県で認可するというような手続が、もう市町村の段階ですべてできるというような、事務の効率化的な目的もございます。

あと、今回、義務づけ、枠づけの見直しというようなことも法律の中で行われていますが、その中では、いわゆる自治体の裁量性をふやすと、いわゆる国が基準等を示したものを実際の判断で、自分たちで基準を定めることができるというような、地方自治の裁量を高めるというような目的がございまして。

委員御指摘のように、そこら辺の視点をきちっととらえながら、市町村がそういう効果がきちっと上がっているかどうか、いろいろ市町村等の声もしっかり聞きながら、今後も進めていきたいというふうに考えております。

○前川収委員 今大西先生がおっしゃった部分に若干関連するんですけども、10号で――大西先生が主におっしゃったのは、市町村、熊本市以外の市町村、いわゆる分権という形で権限移譲をなさってきたということ

で、なかなか県がやってきてもできなかったのが、法律でどんといかれたということであって、おっしゃったとおり、きめ細やかな視点をもって見ていかないとまずいなというふうに思っていますので、そこはよろしく願います。

もう一本の方の、いわゆる政令市に伴う条例改正、これは法律要件という部分があって、政令市であれば権限を有するという前提でどんどんと移っていくわけですね。

きのう、道州制問題特別委員会の中で指摘もしたんですが、県がこれまでやってきたことが熊本市に移るといって、移行していくことによって、すべてがよくなるわけじゃなくて、なかなか難しい部分が出てくるんじゃないかというお話を実はずっとさせていたでございました。

きのう、道州制の委員会の中では、メリットもデメリットも含めて、まだ調整済みが、まあ調整済みにはなっているんでしょうけれども、やや不安が残るという、特に福祉関係の課題が幾つか出てきていたというふうに思っております。きょうは福祉の話じゃないので、総務委員会ですから、そういった個別の話をするつもりはありませんけれども、総論的な話として、今大西先生がおっしゃったのと同様で、県が熊本市以外の市町村に権限移譲するのと同時に、県が政令市に、これも法律要件として権限移譲されたときに、非常にやっぱり混乱が生じるということ、これはもう事実ですよ。メリット、デメリット両方あると思います。

きのう指摘があった部分の中には、非常に社会的弱者というんですかね、福祉関係の仕事の窓口が、これまで県がやってきた、広域行政として県が一元的にやってきたのが横並びになって、県に来られても困りますと、市町村に、今度は熊本市に行ってくださいというようなことにならざるを得ない部分というのがあるということでした。福祉センタ

一なんかもそうですね。長嶺にあります福祉センターは、あれは県立ですけれども、今度には熊本市がまた別につくるということでありまして、総論的な話として、やっぱり激変緩和というんですかね、劇的に一遍に変わってしまうという部分については、こういう、何というんですかね、条例とかそういうものを移していくということは、法律案件ですから仕方ないということがあっても、やっぱり県と市の話し合いの中で、例えば当分の間は県でも受け付けますよと、ちゃんと市の方につながりますということ、いきなり窓口にお見えになって、これは4月1日から市の仕事になりましたから、どうぞ市役所に行ってくださいというようなことじゃなくて、そこはやっぱり非常にゆっくり変えていくと、最後までずっとというわけにはいけないことはわかりますが、周知が済んでいくまでの間は、徐々にやっぱり変えていくというようなきめ細やかなサービスというのを市と話し合いをして、市も、それはだめだとは多分言わないと思いますので、県とその市の連携というものをぜひ図っていただきたいと思います。

私は、私だけじゃなくて、皆さんもそうでしょうけれども、市町村合併を経験すると、結構そういうところが出てくるんですね。これまではあそこよかったのが、今度はだめですと、あっちへ行ってくれと言われて、簡単には——住民がたらい回しになってしまうと。何のためにそういった政令市になって、住民サービスを上げようということで政令市になってきたはずなのに、今までは県でよかったつが、今は県じゃだめだそうですと、市の方に行かなきゃならなくなりましたというのは、周知はなさっても、やっぱりそれは出ます。必ず出ると思います。そこをきめ細やかにぜひやっていただきたいということが1つで、その点についてどうお考えか。総論的な話で結構です。個別案件、一つ一つあるんですけれどもね。あるんですけれども、それ

はこの担当じゃないと思ってますので、そこについて、ぜひその気持ちというのか、やり方という部分について教えていただきたいと思います、今のお考えを。

それからもう1つ、これはまた全然違うんですけれども、国の3次補正が出まして、よく熊本県は頑張っていたかと思ってます。投資的経費の中での歳出の55億という額は、九州で見ると断トツですね。2番目がどこだったか、宮崎か鹿児島で、多分3分の1ですこれの、一番低いのが福岡か何かの多分10分の1以下で、非常に熊本はよく頑張っていたかというふうに思っておりますし、そこは本当に心から敬意を表したいというふうに思っております。

時に、この補正が——もちろんこれは震災対策の3次補正なんですけれども、全国規模で、とれる部分をとるという手法で熊本県は頑張られたんだというふうに思っていますけれども、9月議会で話をしていた、これまでいわゆる3年間の基金事業でやってきた部分が24年度になくなりますと、この基金の中には——今回森林の方は入ったから少し安心しているんですけれども、いわゆる基金で通常の補助事業の分までのみ込んで、基金がなくなることによって事業そのものがなくなるようなものがありはしませんかという話をしてきましたけれども、今回の補正によってそういった部分がカバーできているのか。

特に雇用関係ですね。一番心配なのは、これまで緊急雇用対策でやってきたふるさと雇用対策とか、幾つも予算を立てて雇用対策をやってきたわけではありますが、その人たちが、来年の3月でもう仕事がないという形になるという部分も出てくるわけでありましてけれども、決して今の雇用環境も経済環境もそれほど潤沢にあるわけではございませんので、この3次補正の全体の中で、いわゆる基金事業がなくなっていくことに対して、どうプラス影響が出るのか、変わらないのか、そ

の辺の検証をなさっていただければ、ちょっと教えていただければと思います。2つ。

○古閑人事課長 1点目の窓口等が変わることによりますますきめ細かな対応をというような御指摘でございます。

きのうも、特別委員会の方でも御指摘いただきまして、市町村、県の窓口、移譲時期につきましては、混乱がないように十分配慮をしていきたいというふうに考えております。

今回、条例で改正させていただきます熊本市への移譲分、18項目でございます。昨日の特別委員会と違いまして、どちらかという大きな許認可とかいう関係が主でございますので、直接、いわゆる社会的な弱者の方が窓口で混乱するというようなことは余り影響はないかと思いますが、御指摘を踏まえまして対応を検討していきたいというふうに考えております。

○浜田財政課長 2点目のお尋ねでございます。

まず、国の第3次補正の——国の内示、国費ベースの配分につきましては、前川委員からも御紹介ありましたとおり、社会資本整備交付金でかなり重点的な配分がなされたということでございまして、九州トップ、全国5位の配分がなされております。

2点目の国の経済対策、じゃあどうなったんだ、基金の状況はどうなったんだという話でございます。

結論から申し上げますと、9月補正の段階で、まず第1点でございますが、平成23年度限りでしか使えない基金が14本あるというふうに申し上げておりました。これがかなり改善されまして、14本から10本に減っております。それから、これに伴いまして、残してしまう金といいますか、未執行の部分、この率も8%から6%に改善をいたしております。額で申し上げますと、45億円と申し上げてお

った残額が29億円まで減ったというのが、今の3次補正へ対応した後の現在の状況ということになります。

もう1点ありました、従来の補助制度をのみ込んだ基金についてでございます。

典型的に申し上げれば、森林整備、林業再生の基金でございますが、これがまたリセットされるといいますか、当初に加えた額と同規模の1,400億の規模が全国で乗っかりまして、3年間、またさらに延長ということになりました。

こういった基金を初めとして、かなり今度の3次補正で、6本の基金について、期間の延長あるいは積み増しというのがなされております。

加えまして、新たな情報でございますけれども、今後また国の方で4次補正が動いております。この中で、さらにあと5本程度の基金をどうにかしようと、まあどうにかしようというのは、基金の延長なり、積み増しなりが検討されている模様でございます。こういったのも今情報収集中でございます。またわかり次第、この委員会で御報告させていただきたいというふうに思っております。

○前川収委員 今おっしゃったとおり、この条例案件そのものにはなくても、ぜひ窓口業務を中心とした部分で混乱が出ないようにお願いします。

一つ言っておきますけれども、丁寧に、ああ、これは県じゃなくて市のものでございますと言ったって、それはサービスじゃないですよ。丁寧に教えてあげるじゃなくて、そこできちんと処理できるように、そういう経過期間というんですかね、そういうことをぜひ考えてもらえればありがたいと思います。本当に丁寧に熊本市に行ってくださいと教えてもらったということは私はサービスじゃないと思っていますので、今まではそこで済んでいたやつが、向こうに行かなきゃならないと

いう事実は変わらないわけですから、ぜひ、その制度上とか処理上の問題はいろいろあるかもしれませんが、そういったことをしっかり考えてもらいたいというふうに思います。

それから、基金については、本当によく頑張っていたいておまして、ありがたいと思っています。これは3次補正でこれだけ総額の差が出てきているわけでありますから、当然、県財政に対する影響というのは、恐らく九州の中でも相当変わってくるというふうに思っていますので、こういった補正に対する取り組みの姿勢というものについて、我々県議会でも、しっかりそのことをアンテナ張りながら、常に敏感に対応して、とれるものはとっていくと、県民の福祉の向上のためにとっていくという姿勢でありますけれども、九州の中で一番、それから全国でも5番目、被災県じゃないわけですからね。そういう状況の中で、しかも台風もなかったわけですから、非常に私はよく頑張っていたいたものだというふうに思っています。

今お話がございましたとおり、4次補正という話も巷間聞こえてきておるようでございますので、常にこういった——やはり当初予算とか、いわゆる交付金みたいなやつは、なかなか緊急的にぽんととれとか、差をつけるといったって、いわゆる全国配分で面積割、人口割、財政的な基礎係数から割り振ってこう出しますというような話ですから、それは熊本だけ頑張るといのはなかなか難しいと思いますけれども、補正というのはやっぱり積み上げ方式ですから、熊本県に対して幾ら、熊本県はこれだけ必要ですというものの根拠をきちっと明確に出して、この額を請求するという形で積み上げていくことができるからこそ、これだけの差が出ると思うんですね。

要するに、つかみで、お手盛りで予算がついているわけじゃなくて、実績というか、こ

れだけ必要だというものがきちんと積み上がった上で国に対して要望をすることによって、それが答えとなって返ってくる。じゃないなら、そういう各県の差がつくはずはないわけですから、一般的な財政規模とは全く違う差がついてしまっているという状況から——いい意味ですよ。なっているわけですから、今後もぜひそういった部分については敏感に、特に事業課あたりは、常に今の事業の状況が——必要な部分は山ほどあるんですから、最近になって他県からどがんしてこが予算ばとったつですかと私に聞いた人もいたんですけども、それは私に聞いてもわからぬけど、あなたたちは要らなかつたんでしょと言ったら、要りますと、要るなら出さなきゃだめでしょうという話をしたんですけども、出さなきゃだめなんですね、やっぱりね。要りますという気持ちだけ出してだめで、ちゃんと中身をつけて出すということが大事ですから、全庁挙げて今後もその4次補正、5次補正——5次補正は多分ないと思いますけれども、いわゆる補正対応というものについて、きちっと対応していただくようお願いしたいと思います。今回、御苦労さまでございました。ありがとうございました。

これは、こちらは結構です。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 予算で1つだけ。

16ページの、これは管理調達課の県有施設等の管理業務ですね。これは、いろいろ清掃だとか警備だとか、そういったものもあるのかなというふうに思うんですが、たくさんこれはあると思うんですけども、これは債務負担行為ということで、恐らく本年度中には入札なりなんなりという格好になるのかなというふうに思うんですが、今いろんな競争がかなり激しくなっていて、入札の価格みたいなものも非常に低価格になってきているとい



うような状況があると思うんですが、こういった管理業務をお願いするときに、そういう原価というかな、そういったものの、まあ積算もある程度されると思うんですけども、きちっと末端の雇用されている従業員の人たちに対する最低賃金みたいなものがちゃんと確保されているかどうかというのは、ちゃんとチェックされていますかね。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。

今委員御指摘のように、非常に経済状況の厳しい中、業務委託関係につきましても競争が激化しているという現状がございます。

そこで、入札契約制度といたしまして、低価格の競争が行き過ぎまして履行の確保等が困難になりませんように、今、業務委託のうち、人的な経費が占めます割合が多い業務につきましては、現在5業務でございますけれども、最低制限価格を定めさせていただいております。その最低制限価格を定めるに当たりますと、委員が言われました最低賃金等との関係を見きわめまして、最低制限価格をつけさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 これはよく気をつけていただきたいというふうに思いますけれども、競争してできるだけコストを抑えようというのは、こういう御時世ですから、行政としても必要なことだろうというふうに思いますが、やっぱり行き過ぎてしまって——今、5業務ということで、最低制限価格も入っているよということなんですけれども、やっぱり本当に最低賃金以下じゃないとこれは受けられないんじゃないのかみたいな現場の声が結構あるんですよ。特に働いている人たちから、非常にその辺が安くなったおかげですね、非常に担保されていないというような声も聞

くときがあるんです。これは、県ということでのどの業務ということじゃなくて、一般的にですよ。

だから、その辺については、県がこれから執行していく中では、非常にその辺の低価格の入札になった場合に、結局しわ寄せがそういう労働者の方に行ってしまうということをよく考えてやっていただきたいということ、これはもうお願いをしておきます。

以上です。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 4ページの歳出で、その他の項目の公共関与推進事業3億円ですか、これはもう少し説明があれば。

○浜田財政課長 今回、先月25日の和水町との協定の締結というのを受けて、地元の受け入れの環境が整ったということを前提にいたしまして、公共関与型の産業廃棄物最終処分場、これの整備によいよ乗り出そうというものでございます。

この中身につきましては、その建設主体となります財団法人に対する資金の貸し付けということでございます。

○岩中伸司委員 この公共関与、南関にできる最終処分場については、いろいろ地元では賛否両論、まだくすぶっているような感じもするわけですが、和水町との合意も、南関ももちろん町長も賛意を示していらっしゃるし、これは県としてはやっぱり必要な施設の一つであるという前提でいけば——確かに行政との話は進んできていると思いますけれども、丁寧に進めながら——これは上屋までつくっていくという、私も想像しなかったくらいに手を入れてあるんで、こちら辺ではやっぱり地元を十分納得できるような内

容に現状でも私はなっているというように思いますけれども、まだくすぶっている部分もありますので、そこら辺については丁寧に話を続けていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○佐藤雅司委員長 要望ですね。

それでは、ほかにございませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第10号、第12号、第22号、第23号及び第33号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第11号について、執行部から状況の説明を願います。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。

請第11号私学助成の充実強化に関する請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものがございます。

趣旨は、公私立間の学費、教育条件の格差をなくし、保護者負担の軽減を図るため、私学助成の拡充を求めるものがございます。

請願事項は3項目ありますので、それぞれの項目の現状につきまして御説明申し上げます。

まず第1点目は、私立学校の教育条件を改善するため、経常費助成の拡充を求めるものでございます。

本年度予算では、私学全体で約76億円、うち中学及び高校で53億円の経常費を措置しております。予算額、それと生徒1人当たりの単価ともに、若干ではございますが、伸びているところでございます。

2点目は、保護者の学費負担を軽減するため、学費軽減制度の拡充を求めるものでございます。

公立高校の授業料が無償となったのに対しまして、私立高校は、就学支援金が支給されることとなりましたが、依然として自己負担が残っております。

県といたしましては、昨年度、授業料減免制度につきまして、対象者や減免額の拡充を行ったところでありまして、例えば年収250万円未満程度の世帯につきましては、これまでの半額減免から全額減免に改正するなど、総額1億2,000万円程度の予算を措置しているところでございます。

3点目は、就学支援金の増額及び奨学金制度の拡充について、国に対して働きかけを求めるものでございます。

国の平成24年度概算要求におきまして、就学支援金につきましては、本年度と同様の制度で要求がなされております。また、新たに低所得世帯、これは年収250万円未満の世帯でございますが、これらの世帯の生徒に対しまして、年額1万8,300円を支給する給付型の奨学金事業の予算が要求されているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○井手順雄委員 私も私学出身でありまし

て、私学の応援はずっとやっているんですが、校長さんたちの会の私学の会がありますね。それと、この私学助成をすすめる会というのは、全然別なものなんでしょう。これはもう一回確認しておきますけれども、どういった種類のものなんでしょうか。

○五嶋私学振興課長 委員のお尋ねは、請願の内容……。

○井手順雄委員 じゃなしに……。

○五嶋私学振興課長 団体の違い……。

○井手順雄委員 はい、私学の校長会でついている私学振興会というのがありますね。それと、この団体はどういった団体の方か。

○五嶋私学振興課長 9月に請願をいただきました内容につきましては、今委員がおっしゃったように、県内の私立高校の校長先生方、それからPTAの代表者の方々と構成する団体でございます。

今回の私学助成をすすめる会というのは、正確には我々もどういうメンバーが入っておられるかというのは把握しておりませんが、県内の私学の教職員の方で構成されている団体というふうに聞いております。

○井手順雄委員 それは、すべての私学の教職員の先生方が加入されているちゅうこともわからないちゅうようなことですね、ある反面。

○五嶋私学振興課長 ちょっと正確ではございませんが、私学の先生方の組合がございます。組合の——私教連というふうに言っておりますが、そのメンバーの方々が主体になっておられるのかなというふうに思っております。

○井手順雄委員 その校長会の方と、このすすめる会の中身を見てみますと、ほぼ同じ請願というか、要望をされております。そういう中で、私も、私学関係の議員でいろいろ会議をする中で、もう校長先生たちと職員さんと一本化して、同じ請願をあわせて一緒に出せばいいんじゃないのということを常々言っていますけれども、なぜかこうやって毎回毎回2種類の請願が上がってくるというようなことでありますね。そして、なおかつ中身は一緒であると。

これは、私たちは、やっぱりその校長先生あたりとの話の中で、学校をどうしていくのという形の中で一生懸命論議している中でありますので、これはぜひとも、請願が上がってくるというよりも、その私学の中で話をしてくださいと、一本化してくださいというような方向づけというのも必要じゃないかなというふうに思いますけれども、これはどう整理したらいいのか。

○前川収委員 いいですかちょっと。請願に対しては、執行部に聞くこともだけれども、我々委員の中で議論することが大事だと思いますけれども。

私は、前回9月で通した請願と今回の請願は内容が違うと思っています。趣旨は、確かに私学の子供たちに対して助成していこうという趣旨は同じですね。9月に出了された請願というのは、そのことを国に対して求めていくという意見書を求める請願だったというふうに思います。

今回の請願、3つの請願事項がありますけれども、1番と2番というのは、これは県直接の予算に対する拡充要望が出された請願だということでありまして——1番と2番はですね。3番が国に対してという部分があって、これは多分、ほかの請願も含めてですけども、直接県に予算をたくさん出してくだ

さいという趣旨の請願というのは、それほどはないですね、我々が通してきた中においては。

直接議会が——県行政も、限られた予算の中で一生懸命やっているわけであって、先ほど報告されたように、毎年少しずつでも予算の限りの中で私学助成はやっているという状況で、それを、例えば議会が拡充しなさいという請願書を仮に、仮にですよ、ここで可決するということになる、執行部も、これはもう大変なことになるだろうというふうに思っております、この案件に限らず、ほかの請願がどんどん出てきて、あそこの予算は出しなさい、この予算を出しなさいという、県の執行権にかかわる部分の中で請願がどんどん出てきて、それを我々議会が通していくというような形が仮にあると、これはもう予算は立てられなくなるんじゃないかなという、私の個人的な懸念を持っております。

ただ、五木の問題のときは、五木の条例をつくったですね。あれは議員提案でつくった条例ですけども、ああいう五木村の特殊な状況というものを考えれば、これは予算も含めて県がやるべきだというような形での条例案を議会提案をしたという経緯がありますけれども、県の執行権の中にある予算の部分を、直接増額、拡充しなさいという趣旨の——拡充というのは増額と同意義だと思いますので、その趣旨の請願というのはいささか問題があるんじゃないかなというふうに私は思っています。

○大西一史委員 今、前川先生、井手先生それぞれお話があって、私も実はこの紹介議員になっているので、紹介議員を受けるときにいろいろ話を聞いたんですよ。どうしてこの私学振興、公私間の格差を是正するという意味では、校長先生たちやPTAの方と、それから教員の方も、多分これは同じ思いだろうということなので、同じ時期に一緒に出され

たらどうかというような話もしたんですが、どうしても経営者側と組合側というかな、の交渉の中で、やっぱりお願いを一緒に出そうと言っても、なかなか一緒に出してくれないような経緯も内部的にはどうもあるというようなことですね。

じゃあ、中身はどうかということで、今前川先生もおっしゃったんですが、ところが、確かに熊本県に対して、とにかく予算的な助成の拡充を求めるという内容と国に対しての働きかけという内容になっているんですが、今回委員会に陳情・要望書がまた出ていますけれども、この10番目には私学振興対策についての要望ということで、これは私立中学校の協会——上田会長さんですかね、とか、振興協議会とか出ていて、この内容を見ると、経常的経費、施設、私学の助成ということでの強化ということで書いてあって、実は中身は変わらないと私は思うんですよ。

そうすると、この請願は、ある意味では公私間の格差をなくすという意味で、内容的に、団体云々ということよりも、やっぱり私立学校に通う、特にきょうは保護者の方も来られていましたけれども、そういった方々の経済的な負担というのは非常に重くなっているということもありますので、これは採択をすべきではないかなというふうに思います。一応、私としての意見を申し上げます。

○岩中伸司委員 私も紹介議員の一人ですが、前川委員から話があったその内容、3本の中の2本は、県が直接かかわった、予算の執行が必要なんだということで、先ほど五嶋課長からは、これまでの経緯の中で、やっぱり若干ずつと改善をされてきているという報告もございましたが、請願をする団体の人たちというのは、基本的には国の問題、県の問題ということじゃないと思うんですね。

ですから、直接県がかかわる——まあ、この書き方でいけば、それも十分知っている方

が書いたのかなとは思いますが、やっぱり請願者は、自分たちの、ここで言うならば、私学に通っている子供たちと公立に通っている子供たちの負担がやっぱり余りにも違い過ぎるんだというふうな、生活の原点からこの請願が出されているというふうにも思いますので、私は、この辺について、何もかも100%できるということじゃないけれども、それに向けて努力をし、一歩ずつ改善をしていくという意味では、この請願はやっぱり採択をしていく内容ではないかというふうに考えています。

○佐藤雅司委員長 それぞれ御意見等を賜りましたが、ほかにございませんか。

○井手順雄委員 今、そういった、大西先生、岩中先生の方からお話がありましたけれども、趣旨は同じだというようなことであれば、同じ団体からの同じ要望だと、私はそういう認識があります。そういう中で、PTA、学校が同じようなやつを出していると、それで、それはもう採択しているという中で、また同じ趣旨の内容でまた採択するべきかと、私はそういったことを思いますね。ですから、私は、これは適当ではないというふうに思います。

以上です。

○佐藤雅司委員長 それぞれ出ましたので、これで質疑を終了したいと思います。よろしいでしょうか。――なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第11号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 採択、不採択、それぞれ両方の御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第11号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤雅司委員長 挙手少数と認めます。よって、請第11号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

それでは、再度申し上げます。簡潔にお願いを申し上げたいと思います。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

東日本大震災に係る地域防災計画の見直し及び支援状況について御報告をいたします。

別添資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

地域防災計画の見直し検討状況でございますが、検討委員会等の開催状況をまとめておるところでございます。

下線部が9月議会で報告以降の部分でございますが、11月4日に、原発事故対応の取り組みについて検討委員会の部会を開催したところでございます。この内容は8ページにまとめておるところでございます。

また、市町村の担当課長に対し、県の現在の取り組みと今後市町村が取り組むべき課題

などを説明し、意見交換を実施したところでございます。これは県内5カ所で実施いたしました。また、12月27日には、検討委員会の2つの部会を同時開催の予定でございます。

2ページをお願いいたします。

国の動向についてまとめております。

(1)の中央防災会議の動向でございますが、専門委員会が地震・津波対策の提言をしております。内容的には記載のとおりでございます。

3ページでございます。

原子力安全委員会の動きでございますが、その中で、従来の原発に係る防災対策を重点的に充実すべき地域、いわゆるEPZでございますけれども、これが、これまでは原発から半径8キロから10キロという考えでございましたけれども、記載のとおり、5キロ以内と30キロ以内という、2つの考え方に分けて整理されているところでございます。

これとあわせて、これとは別にPPA、放射性物質を含む空気の一団が空中を通過するときに、屋内退避等の防護措置を実施する地域と言われておりますけれども、PPAという新しい概念が示されまして、これにつきましては、今後おおむね50キロを参考に検討をしていくと、また、具体的な内容についても検討していくというふうにされております。

熊本県の場合、川内原発から30キロ圏内の地域はございませんが、仮にPPAが約50キロ圏内とされた場合につきましては、川内原発からは4市町村、水俣市の大半、それから、天草市、津奈木町、芦北町の一部が含まれることとなります。ちなみに、玄海原発からは県境まで80キロございます。

次に、法律として、津波関係の法律が2本整理中というところでございます。今後も、国の動きを注視しながら、県計画の見直しを進めてまいります。

次に、4ページから8ページにかけて、県の防災計画をどのように見直ししていく

かという形でまとめております。

左から、現行計画の記載箇所、それから、それに対する課題、問題点、最後に当面の対策となっておりますので、後ほど御確認いただければと思っております。

8ページには、原発対応の方針でございます。

原発対応につきましては、これまで計画にはございませんでしたので、新たな記載となります。

以上、この表の改正骨子といたしまして、さらに詰めてまいりまして県の防災計画の修正素案として成文化しまして、年度内には修正案を策定したいと考えております。

続きまして、9ページでございますが、復興支援の状況につきまして、これにつきましても9月の議会で報告しておりますので、本日は現時点での変更点のみを報告します。変更点につきましては、下線で示しているところでございます。

まず、9ページの3行目でございますけれども、避難者数でございますが、これまで7万4,900人と報告しておりましたが、一気に32万8,900人とふえております。

これにつきましては、最近になりまして東北3県の仮設住宅等への避難者の数が判明したところでございまして、まだ30万を超える大きな避難者数があるということでございます。

それから、3点目の人的支援でございますが、10ページをめくっていただきますと、(5)番でございますけれども、これまで東松島市への職員派遣を実施しておりましたけれども、支援当初に比べまして業務量が大幅に減少してきておりまして、東松島市からも、12月までの派遣をお願いしたいとの要請もございまして、12月23日をもって終了の予定でございます。

人的な派遣につきましては、5番の行政支援の岩手県分であるとか、6の新たな保健活

動の支援とか、7番の塩害対策の第2陣の派遣であるとか、いわゆる専門的、長期的派遣に今後移行していくものと考えております。

5点目でございますが、被災者の受け入れ状況でございますが、12月5日の現在で、県内の被災者、避難者数は125世帯、291名となっております。依然として微増の状況は続いております。大まかには、東北3県が6割、関東地区から4割の内訳でございます。

これらの方々に対しまして、公営住宅の提供、児童生徒の就学支援、被災者の就業支援等を、記載のとおり、実施してまいる予定でございます。

報告については以上でございます。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

資料の政令指定都市移行に向けた動きについてをお願いいたします。

まず、1の主なスケジュールでございます。

9月議会以降の主な取り組みといたしましては、2の(1)熊本市を政令指定都市に指定する関係政令の閣議決定及び公布に記載しておりますが、10月18日に熊本市を指定都市に指定するための政令の改正について閣議決定がなされまして、10月21日に公布がなされました。これによりまして、平成24年4月1日の熊本市の政令指定都市移行が正式に決定したことになります。

次に、今後の主な取り組みについてでございます。

まず、(1)政令指定後の関係条例の改正でございます。

原則として、事務権限移譲に伴う条例につきましては本定例会に、熊本市の区制導入に伴う条例につきましては、熊本市が区の設置等に関する条例を可決された後の2月定例会に提案することといたしてございまして、本定例会では、熊本県知事の権限に属する事務処

理の特例に関する条例及び熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の2本の条例の改正を提案させていただき、御審議いただいているところでございます。

次に、(2)円滑な事務権限移譲の推進についてでございますが、①事務権限移譲に係る事務引き継ぎにつきましては、これまでも御説明してまいりましたとおり、移譲に伴って事務処理の停滞や住民サービスへの影響が生じることがないように、県、市で連携しながら取り組みを進めておりますが、昨日の道州制委員会、また、先ほどの委員からの御指摘も踏まえまして、引き続き市と調整を続けることとしてございます。

また、なお書き以降に記載しておりますが、いわゆる第2次一括法の成立などに伴いまして法令必須事務が増加するなど、熊本市へ移譲する事務の一部に影響が生じる見込みでございます。最終的な移譲事務数については、若干の変動が予想されます。その事務数などにつきましては、2月議会において御報告いたしますが、これらの事務につきましても、県市担当課の間で十分な引き継ぎを行うこととしております。

②③につきましては、9月議会で説明した内容で、現在も引き続き取り組みを進めているところでございます。

最後に、(3)政令指定都市移行に向けた機運醸成の取り組みでございます。

これまでも熊本市政令指定都市推進協議会における取り組みや熊本市における取り組みを支援してまいりました。

協議会では、移行の正式決定を受けまして、中心市街地アーケードでの懸垂幕やつり看板の設置を行うとともに、熊本市と共催のPRイベントとして、ラッピング市電・市バスの運行や政令指定都市誕生記念イベントを開催しております。

また、熊本市においても、市役所庁舎前の政令指定都市移行決定看板の設置、街頭PR

イベントや市政リレーシンポジウムの開催などを行っております。

県としても、引き続きこうした動きを支援することとしております。

以上、熊本市の政令指定都市移行に関しまして、9月議会以降の取り組み状況並びに今後の主な取り組みについて御報告申し上げます。

以上でございます。

○坂本企画課長 企画課でございます。

政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆるビジョンの案について御説明させていただきます。

このビジョンの策定に当たりましては、これまで道州制問題等調査特別委員会において経過を御報告しながら進めてまいりました。その中で、年内に策定するというスケジュールをお示ししておりましたが、今回最終案を策定したところです。

A3、1枚の概要版、それとA4の冊子を添付しておりますが、A3の概要版で御説明させていただきます。

それではまず、1の策定の基本的考えですが、新幹線駅や熊本市から離れた地域において、新幹線全線開業や政令指定都市誕生の効果、チャンスはどう生かすのかなど不安があり、県としては、その不安を払拭し、チャンスを最大限に生かして地域の活性化につなげていくため、この県内各地域の将来像を策定することとしたものです。

今回策定する地域の将来像や取り組みの方向性に沿って、県と市町村が連携して取り組んでいきたいと考えております。

2の本県を取り巻く環境ですが、人口減少や少子高齢化、地域経済の低迷など、本県が直面している現状を分析しております。

中段に、ビッグチャンスを最大限に生かすと書いておりますが、本県を取り巻く環境を踏まえ、さらなる県政の発展や地域の活性化

を目指し、4つの方向性に沿った取り組みの重点化を図ることとしました。

それが、3の県政における取り組みの方向性、重点化ポイントです。

(1)新幹線全線開業と政令指定都市誕生の効果の全県波及、(2)政令指定都市以外の地域振興の重点化、(3)道州制や急成長するアジア等世界をにらんだ取り組みの展開、(4)安全・安心な暮らしを支え未来につながる県土づくりの推進の4つでございます。

次に、右側になりますが、4、各地域の将来像について御説明いたします。

今回、市町村の御意見を踏まえ、地域ごとの将来像を描き、取り組みの方向性などを示すこととしておりますが、各地域にある資源や特性などのポテンシャルを生かしながら地域づくりを進める際、同じ方向性を持った複数の市町村が連携して取り組む方が効果的だと考えています。ここに記載の6つの地域ごとに示すこととしています。

今回想定した地域は、あくまで重点化ポイントの視点での連携を中心にとらえ、市町村境でも区分しておらず、当然地域振興局管内なども超えて弾力的にとらえるようにしています。また、福祉や教育など、どの地域でも取り組むこととなる施策は、あえて地域ごとには記載しておりません。

まず、(1)熊本市を中心とした熊本都市圏地域ですが、この地域は、拠点性の向上やハブ機能の強化を図り、県全体を牽引していくべき地域と考えております。

(2)は、県北地域です。この地域は、福岡をターゲットに、菊池川流域の連携による交流拡大や定住人口の増加を図っていく地域として考えています。

次に、(3)阿蘇地域です。この地域は、阿蘇の草原の維持・再生や世界への情報発信により、九州における観光のハブ化を推進していく地域と考えています。

次に、(4)県央東部地域です。この地域



は、地理的特性から、熊本市及びその隣接地域への通勤圏としての定住促進や緑川流域の連携による広域的な観光振興などを図る地域と考えています。

(5) 県南地域については、核となる八代の拠点性の向上とともに、八代と水俣・芦北地域、人吉・球磨地域が連携しながら、地域資源を生かした農林水産業の振興や交流拡大を図る地域と考えており、今回の地域想定の中でも最も広範囲の地域を想定しています。

最後に、(6) 天草・宇土半島地域です。この地域全体として、広域的な観光による交流人口の拡大や天草ブランドを生かした産業振興などを目指す地域と考えております。

各地域の主な取り組みの方向性は、それぞれの地域ごとに枠組みの中に記載しておいております。

御説明いたしました今回のビジョン、各地域の将来像や取り組みの方向性などは、市町村との意見交換を重ねながら描いてまいりました。このため、方向性や考え方について、市町村とも共有できたのではないかと考えております。こうした方向性に沿って、市町村と一緒に地域活性化に取り組むたいと考えております。

説明は以上です。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題について、2点御報告申し上げます。

川辺川ダム問題についてと書いています資料を使って御説明申し上げます。

まず、ダムによらない治水を検討する場についてですが、第9回会議を9月5日に開催し、これまで、引き続き検討する対策とされてきた流域全体で水位を下げる対策について、具体的な議論を進めるため、実務者による幹事会を設置したところでございます。

この幹事会などを活用し、例えば遊水地に

については、掘り込み形式などといった設置手法ごとのシミュレーションを行うなど、具体的な水位を下げる対策の効果、事業の実現可能性などを、地域の課題に照らしながら議論を進めるところでございます。

引き続き、具体的な対策を積み上げ、治水の安全の一層の向上を図るよう、国や流域市町村と協力して取り組んでまいります。

2点目は、五木村振興に関する最近の動きについてでございます。

まず、(1) 五木村振興に係る基盤整備事業についてですが、五木村の自然や地域特性を生かし、既存ストックを有効に活用するなど効率化を図りながら、五木村の全域を対象とした事業展開を平成24年度より実施できるよう精査を行っているところであり、大きく3つの柱で検討を進めるところでございます。

まず、生活環境の質の向上。工事などにより地肌がむき出しになるなど、荒れてしまった水辺などにおいて、植栽することなどにより五木の原風景を取り戻し、いやし、憩いのある、誇れるふるさとを実現することでございます。

また、2つ目の柱は、安全・安心。高齢化の進む五木村においても、安心して住み続けることができる安全・安心な生活環境を実現することでございます。

そして、3つ目の柱は、生活水準の向上。地域資源を生かした交流人口の増加や特産品開発などの6次産業化の推進などにより、元気で生き生きとした、働ける豊かな生活を実現することでございます。

これらの振興事業を実施するに当たりましては、先行して実施していますふるさと五木村づくり計画に基づくソフト事業と一体的に、効果を高めるよう連携してまいります。

続きまして、このソフト事業の取り組みについて、2つほどトピックスを御報告いたします。

まず、(2)の特産品の販路拡大についてで

ございます。

県内外の飲食店などと連携して、村内で有害鳥獣として駆除したシカ肉を活用したメニュー開発を進めております。11月2日からは、大手カレーチェーンとのコラボによって、シカ肉コロッケをトッピングした新メニュー「もみじコロッケカレー」を販売しており、納入実績は1カ月余りで既に4,200個を超えております。

そのほか、県外業者とともにシカ肉を使ったレトルトカレーを開発するなど、複数の飲食店等とシカ肉取引について交渉を進めており、さらなる販路拡大に取り組んでいるところでございます。

続きまして、(3)村民参加による体験型プログラムの充実についてでございます。

村の新たな観光のあり方として、村の自然や暮らしを生かした、村民が主体の体験や交流型のプログラムに取り組んでおります。

観光コバサクは、焼き畑にソバを栽培し、最終的にひいたそばを食する体験イベントで、6月の草刈りから火入れ、種まき、間引き、収穫と続き、10月、11月のそば打ちまで、全6回の体験に毎回10名から20名の参加を得て実施いたしました。特に、10月から11月の秋の観光シーズンには、原木シイタケの収穫などの体験型プログラムが毎週末開催され、約300名の参加を得て好評を博したところでございます。

また、今月の3日には、五木村を応援していただいています五木村ファンクラブ会員を村に御招待し、しめ縄づくりなどの体験や特別料理でおもてなしをする五木村大感謝祭を開催するなど、五木村の村民の方々のおもてなし、地域づくりの機運が高まっております。

引き続き、五木村と協力し、これらの地道な地域づくりの輪をはぐくみ、少しずつでも広げてまいります。

以上、川辺川ダム問題について御報告いた

しました。今後とも精力的に取り組んでまいりますので、これからも御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○田上会計課長 会計課でございます。

物品調達等に関する不適正経理再発防止策の検証報告の概要について御報告いたします。別添報告資料でお願いいたします。

今年4月から、不適正経理再発防止策の取り組みについて、5つの任命権者ごとに民間の有識者で構成する検証委員会を設置して、全庁的に検証を行ってまいりました。その結果が、11月12日に委員会から知事等に報告がなされたところでございます。

1ページをごらん願います。

今回の検証の目的は、平成21年3月に策定いたしました再発防止策の取り組みについて検証し、その成果と課題を明らかにして、さらなる再発防止策の充実につなげるものでございます。

次に、検証内容は、大きくは2つの調査を行っております。

1つが、再発防止策の取り組み状況としまして、再発防止策の取り組み状況や職員の意識などについて、全所属を対象とした調査を行っております。2つ目が、経理処理状況としまして、会計検査院の手法に準じた県の会計書類と業者帳簿の照合による全数調査、悉皆調査を行っております。

次に、調査の対象としまして、対象年度は、再発防止策策定以降の21、22年度、対象業者は6,360業者、対象件数は約16万2,000件、うち知事部局6万4,000件となっております。

2ページをお願いいたします。

検証の結果でございます。

まず、再発防止策の取組状況調査の結果でございます。

再発防止策の取り組み状況につきましては、すべての所属で取り組みを進められてい

たことが認められました。

職員の意識改革、資質向上、物品調達・物品管理システムの見直しなど、大きく5つの項目に区分し取り組んでおります。

次に、職員の意識調査でございます。

結果としましては、おおむね9割以上の職員に再発防止策が浸透していることが認められましたが、まだすべての職員に浸透しているとまでは言えない状況でございました。これは、再発防止策に一部否定的な回答を行った職員が見受けられたためでございます。

次に、不適正な現金等、不適正な備品相当品等について、全所属で調査を行いました。いずれも認められませんでした。

続きまして、経理処理状況調査でございます。

まず、業者帳簿の提出状況でございます。

調査協力があった業者は96.8%、帳簿の提出があった業者は86.2%、照合可能な業者帳簿の提出があった業者は82.4%でございました。

3ページをお願いいたします。

次に、経理処理状況調査の結果でございます。

調査は、県の会計書類と業者帳簿により、物品名、金額・数量、納品日の3項目を照合しております。

照合の結果は表のとおりでございますが、平成20年度の自主調査で明らかとなった裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、差しかえなどは認められませんでした。

一方、平成21年11月に会計検査院から指摘をされました翌年度納入、前年度納入など、合計で53所属、189件、約554万円の経理処理の誤りが確認されております。そのうち、知事部局については、14所属、38件の111万9,000円が確認されております。

これらは、いずれも公務上必要な物品を購入し、購入した物品はすべて公務に使用されており、私的流用は認められませんでした。

4ページをお願いいたします。

上の表では、年度別の件数や金額を比較しており、平成21年度に比べ22年度はかなり減少しております。

これら経理処理誤りの背景、要因としては、納品検査の不徹底や発注時の所属長等への確認の不備などが多く見られております。

続きまして、検証委員会からの評価と提言でございます。

まず、評価でございますが、再発防止策の各取り組みについて確認ができたとされております。

5ページをお願いいたします。

この結果、裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、差しかえなどの不適正な経理処理が認められなかったことは、県庁全体が一丸となってさまざまな改善に取り組んできた成果とされております。

しかし、前年度納入などの経理処理が確認されたことから、経理処理に関する職員の認識の甘さや組織的チェック体制が十分でないなどの課題も明らかになっております。これらについては、さらなる是正に向けて取り組まなければならないとされております。

また、職員の意識調査で、いまだ意識の低い職員が存在するといった事実を課題として、改善に向けて取り組まなければならないとされております。

次に、提言でございます。

検証委員会からは、具体的には3つの提言が示されており、まず1つは、再発防止策のさらなる徹底、2つは、再発防止策の充実強化に向けた取り組み、3つが、今後の県民への説明責任などであります。

6ページをお願いいたします。

提言の中にありました再発防止策の充実強化に向けた具体的な取り組みを記載しております。

以上が検証結果の概要でございます。会計課の報告は以上でございます。よろしくお願

いたします。

○佐藤雅司委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 1つ、きのう、これは道州制特別委員会の方でも議論になったと思います。政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆるビジョンについてですけれども、今回、このビジョンの概要について、今御説明もありました。

早速、きょうの熊日新聞あたりでは、絵にかいたもちにならぬようにとか、かなり批判的なことも含めて、この実現性についての内容あるいは具体性がないというようなことについていろいろ書いてありました。

現段階でこれをまとめられた意義というのは、私は評価を率直にしているところでもありますし、私は、やっぱり本当にこれからの運用をどうするのかというところにかかっていると思うんですね。

それで、今回、一般質問の中で、このビジョンを踏まえて、例えば市町村との協議の場をきちっとつくるべきじゃないとか、そういったことも御提案を申し上げましたし、このエリア、まあ6つのエリアになっていますけれども、例えば今地域振興局のエリアの中で大体いろんなことが考えられて、そして業務をやられているというふうに思いますが、きのうもどうも議論があったようですけれども、地域振興局の見直しについても、私は、これは一般質問で質問をさせていただきました。

答弁の中では、さらなる見直しを図るといふようなことで、社会の状況に応じて変化させていく必要があるというようなことでありましたけれども、私は、やっぱりこういったビジョンを動かしていく中で、熊本市が政令市に移行するというのを考えるのと同時

に、やっぱり市町村合併が進んできたということを考えれば、今までの10ある地域振興局のゾーニングというか、エリアというかな、管轄範囲というの、やっぱり大きく今後見直していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思うんですね。

それと同時に、10地域振興局がある中で、僕は一般質問の中でもこれはちょっと問題にしたんですけども、この10年間で地域振興局、結局624人人員が削減されている、約3割人員削減されると。やっぱり組織は残すけど人は抜くでは本当に何にもならぬよということを一一般質問で言いましたが、やっぱり機能面としてどうなのかということ。

あと、県の事業というのは、熊本市に限っていえば、いろいろかなり移管する部分が多いと思いますけれども、やっぱり県が直接的にやる土木であるとか、農政であるとか、税務であるとか、こういったところというのは、その市町村との業務のいろんな共有化とか、それから集約化とか、そういったものも含めながらではあるけれども、効率性は高めなきゃいけないんだけど、それと同時に、やっぱり置いておかなきゃいけない部分というものもある。やっぱりそういう整理ですね。

一方で、地域振興を担当する職員の数というのは、やっぱり3人とか4人ぐらいですよ、各地域振興局ごとに。だから、そういう意味では、私は、このエリア自体、10あるというエリアも、そもそも論としてやっぱり考え直していく時期に来ていると思うんですね。

そして、やっぱり県の役割というのは、基礎自治体が担う部分というのを拡充させるということで、さっき権限移譲、条例も通したわけですけども、それと同時に、今度は道州制に向けてるといいますか、やっぱり都道府県の垣根を超えた形でいかにその県の役割というのが出てくるのかと、そういったふうな

ところもあると思うんですね。だから、目指すべき方向性というのが、これからやっぱりもう一回見直していかないとかぬのだろうというふうに思います。

ちょっといろいろ言ってしまいましたけれども、そういう意味で、まずは、地域振興局の話も、きのう議論があったというふうに新聞に載っていました。その辺に対する方向性をもう一回ちょっと聞かせていただきたいということと、それから、このビジョンを動かしていく中で、市町村との協議というのをやっぱりもっと深めるべきだというふうに思いますが、その辺についてのもう少し具体的なお答えを聞かせてください。

○坂本企画課長 お配りしております冊子の最後のページ、30ページになりますが、そちらの方をごらんいただいてよろしいでしょうか。

実は、今回、6地域で整理をさせていただいておりますが、それ以外にもいろいろな連携のパターンがあるだろうと考えております。先ほど委員の方からもお話ありましたが、県境を越えたような連携も、当然今後進めていくということを考えております。そういった意味で、固定的に県北が何市町村なのかとか、そういったことで今回くくってはおりませんので、いろんなパターンの連携を図っていききたいと、まずはそう考えております。

それと、その進め方、実効性を担保するための市町村との今後の連携の仕方とかいうことの御質問については、今後、具体的な進め方、プランづくりをしていくことになると思います。そういう場合に、今回の市町村との意見交換のような、そういった機会をまた設けるなど、意見交換をしながら進めていきたいというような答弁をしております。

今回、市町村と同じ認識を共有できたというような御説明を先ほどさせていただきました

たが、それは、今回3回にわたり市町村と意見交換を行ってきたという中で、我々の方向性、考え方、市町村の方向性、考え方、これを、意見を本当に何回もやりとりしながら進めてきたということが、我々、このビジョンの共通の立場に立っているという、その確信につながっておりますので、そういう意見交換の場を今後もつくっていききたいと考えているところです。

○古閑人事課長 振興局に関するお尋ねでございます。

まず、市町村との連携などを図る上で、やはり振興局の役割、存在は重要であるという認識を持っております。ただ、一方で、振興局、平成12年に設置しまして、かれこれ11年経過をしております。その間、市町村合併の進展など、大きな変化があっていることも事実でございます。

これまでも県としましては——先ほど職員数の削減についてもお話がございましたけれども、これは別に振興局に限ってということではなくて、財政再建戦略に基づいて本庁もあわせて削減をさせていただいている中で、振興局につきましても、業務の集約化、組織のスリム化などに取り組んできたところでございます。

今後につきましては、熊本市の政令指定都市移行、それと、いわゆる新しい地域の将来像、そこら辺を踏まえながら、さらには県と市町村との役割、本庁と出先機関との役割、そういう役割分担も図りながら、さらなる見直しを進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、県政の発展という目的に向けまして、振興局が担っています県民サービス機能の専門性を一層高めていくとともに、地域振興機能につきましても、広域的なエリアでの活動の展開といったことなども視野に入れながら、さらに見直しを進めてい

きたいというふうに考えております。

○大西一史委員 今御答弁がそれぞれあって、なかなか簡単に答えが出るような話ではないと思いますが、まずこのビジョンを動かすということに関して言えば、市町村との協議をどんどんやっていくというような今御答弁でありました。

これは、何も国と地方の協議の場みたいな、ああいう固定的なものにしろと言うんじゃないくて、もっと柔軟に協議する場を、フランクに話す場をやっぱりつくっていかないと、本当に地域のありようというのを充実させるということで、県の役割というものもなかなか見えてこないというふうに思いますので、その辺はぜひ積極的にやっていただきたいということをお願いをしておきます。

それと、地域振興局の見直しについても、私も、単なる行革の立場ではなくて、やっぱり行革を進めながら、いかに機能的に、パワーロスがないような組織体制をつくっていくのかということがやっぱり重要であって、さらにもう1つ言えば、やっぱり地域振興局—地域が大事と言いながら、じゃあ人はどんどん抜いていくというんじゃない、やっぱり矛盾した方向性になっていく。だから、その辺のあり方も、配置のあり方も含めて、どういう機能を持たせるのか。全部画一的に同じような地域振興局にしなくてもいいと私は思いますよ。合併の進んでいない地域は、逆にそういったところに補完するような人の配置のあり方があってもいいと思うし、やっぱりそういうことで変えていくということは意識として必要だと思います。

今、エリアを超えて見直しというようなことも人事課長の答弁の中にありましたので、そういったこともぜひ積極的に検討していただきますようお願いをしておきます。もうきょうは答弁は要りません。

○前川収委員 大西先生の今の話に関連する部分なんですけれども、実は振興局はしっかり充実しろというのはきのう僕が言ったんですけれども、当然、これは広域自治体として、熊本県にある広域自治体というのは熊本県しかないわけですね、県行政しかない。振興局の役割というのは、やっぱり市町村の境界を越えた広域的な事業をやっていくということが最も大事な部分の一つであって、市町村でできるならばそれは必要ないという話ですけれども、広域行政体である県がやらざるを得ないという部分があるということは事実であって、それは、例えばよく鹿本振興局の単位が山鹿市1つになりましたと、だから要らないかという、そうじゃないですね。山鹿市が、じゃあ菊池地域との調整をどうするのか、だれがやるのか、いわゆる広域自治体という前提から見れば、1振興局に1自治体しかないから必要ないという話は本来おかしいわけであって、そうじゃなくて、市町村を全部またいでいくためのエリア分けがたまたま今こうあって、その中に広域行政というのは必要だという前提の中でやっている。それがなければ、多分県は、こういった政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像なんて、こんなビジョンをつくる権限すら、つくる能力すら要らないわけですね、必要ないわけです。あくまで広域行政体として、市町村とは違う、基礎自治体とは違う、広域行政体である県というものが、本庁と出先機関という形の中にある振興局というものと、どうきちっとマッチングしながら事業を進めていくかという部分、ここが大事な、一番大きな視点であって、何というかな、複数の郡市単位の中にある市町村の調整機関じゃないと、市町村合併が進んだら要らないという議論とは違うということなんです。

例えば、熊本市が政令市になったからといって、じゃあ熊本市は熊本県じゃないんですかと言われりゃ、熊本県なんです。だから

ら、今回のビジョンの中にも、ちゃんと熊本市エリアというものが含まれてやっているわけであって、そういう、何というのかな、基礎自治体と、それから広域自治体という役割分担という視点をしっかり考えていただきながらやっていただきたいと思っています。

だから、県として、この将来像を推進していったって実現させていこうと、まあ10年以上という話でしたから、10年から20年という、内野委員かだれかがお話しされたことで、一応そんなミリミリの目標設定は私は必要ないと思っています、基本的には。

そうじゃなくて、やっぱりこういう方向性に向けた地域づくりというものを、基礎自治体と一緒にあって県も広域自治体としてやっていくということで、県の役割は非常に大きいと思っています。これは市町村の計画であれば、市町村単位でどうぞという話があるけれども、そこはやっぱりしっかり連携をとっていくという前提、郡とか市とか町とかという、そういう境界エリアはなしでやっていくというような前提の中でつくられたものだと思いますので、しっかり振興局の強化充実をよろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員 関連していいですか。先ほどから、このビジョンについて、各自治体の首長さんとかいろいろな話をされたということで、意見が深まったという話がありました。

このでき上がったビジョンを、その意見が深まった部分を反映されているか、されていないかというのは、各首長さんあたりには見せられてらっしゃるんですかね。それを一つ聞きたい。

○坂本企画課長 昨年の6月、7月に、まず意見交換をしました。それは個別に訪問して意見交換をしております。その後、ことしの6月、7月に、また確認して回りました。そ

の後、こういう形にまとめた後で、圏域ごとというんですか、このまとまりごとに集まっていたいただいて、そういう状況の中でこの案をお見せしているという状況でございます。

○増永慎一郎委員 実は、ある首長さんからお話ございまして、県土ビジョンの中に、やっぱり私たちが言ったことが反映ができていない、これはあくまでも県がこうしたいんじゃないかというのが圧倒的に出過ぎているんじゃないかという意見をもらいました。

要は、今からこれを具体化されて、何というか、先ほど大西先生の話じゃないですけども、新聞あたりでいろんなことが出るのは、やはり何か絵にかいたもちみたいな形になってしまうので、結局は、そういうふうな首長さんあたりから意見を吸い上げて、それにおりにならないという不満が残っていくからそうなるというふうに思いますので、知事選のときにまたマニフェストも出るでしょうし、新しい知事になったときに、これに基づいてそれぞれ具体的な部分を示されていくと思いますので、ぜひとも、先ほどから言われますように、この後も首長さんあたりと意見を深められまして、できれば具体的なものがきちんと解決できるように、できていくようにしていったほしいなというふうに、これはもう要望でいいですから、お願いをしておきます。

○佐藤雅司委員 ほかにございませんでしょうか。

○大西一史委員 不適正経理の検証報告の概要の御説明がありましたけれども、これはやっぱり最後のところで、職員の意識調査において、不適正な経理処理、預け、差しかえは許されないと思うかとの設問に、そう思わない、ややそう思わないと、否定的な回答をし

た職員が少なからず見られるということですね。

やっぱり自分は悪いことはやっていないという意識が強いということであれば、私、これは起こさないとか、起こさせないとかというふうに提言が書いてありますけれども、起こり得るなというふうに思うんですよね。

要は、結局、今までやってた経理処理、預けとか差しかえというのは、そんなに私腹を肥やすようなものでもないし、犯罪ではないからというような意識がもしあるとすれば、それは大きな問題だろうというふうに思います。

やっぱりこういう意識改革の面も含めて、この提言を受けて、総務部長は、これはどういうふうにこの辺をとらえて今後進めていこうと考えられるのか、お聞かせください。

○駒崎総務部長 今アンケートの結果についてお話がありました。

一部残念な結果だとは思っておりますけれども、なかなか職員が——知事部局だけで4,000数百名いますので、一人一人が全く同じレベルの理解を今現在で持っているというのは難しい話かと思えます。ある意味、本音が出た人もいるかと思っておりますので、そこは現実が現実として受けとめて、そういう本音の部分はあるかもしれないけれども、なぜ今会計規則あるいはいろんな諸手続の遵守というのが言われているかということのを再教育していくのかなと思っております。建前どおりの、きれいごとの回答でなかったというのは、アンケートをした効果があったのではないかと、そのように考えております。

○大西一史委員 率直な回答ということなのかもしれません。だから、ある意味では、県の今までの経理処理のやり方というのが、そもそもとしてやっぱり見直ししていかなければならないという部分ですよね。それがやっ

ぱり意識と合っていないという部分、ここはもっと深めていかないと、またやっぱり、さっき言ったように、起こり得るというふうに私は思います。

本音ベースで、みんなどういう制度がじゃあいいと思っているのかということをもっと深めないと、自分は悪いと思いませんよというのが一番たちが悪いと私は思う。だって、本音でと言われるけれども、じゃあその預けとか差しかえというのは、これはいいことなんですかと問われたら、いいこととは当然答弁されないと思いますよね。そこの部分のやっぱり差というのも、私は非常に問題だと思うんですよね。その辺ももう少し、総務部長、厳しくやっぱりやっていただかなきゃいかぬというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○駒崎総務部長 言い方が適切でなかったかもしれないですが、こういう意識を持っている職員を肯定しているわけではありません。ただ、きれいごとの、建前どおりの回答をすればいいんだということにならずに、なぜそういう意識が出てくるか掘り下げながら、例えば予算の流用とかあるいは会計年度の繰り越しの関係とかをもっとスムーズにする工夫があれば、現実的な処理として可能かどうかというところまで掘り下げていくべきだと思います。

職員のレベルを責めるだけではなくて、職員の再教育も必要ですけれども、そうした声の中に見えるものを探りながら、制度的に解決できるものは取り組んでいかなければならない。大事なことは、こうしたことが二度と起こらないようにするということですので、両面から整理をしていきたいと、そのように考えております。

○大西一史委員 まあ、しっかりやってください。



○岩中伸司委員 大震災に関する避難者の問題で、県でわかるかどうかわかりませんが、10月時点までは避難者が7万2,000人ぐらいということだったですね。これは政府の復興対策本部の発表だろうと思うんですけども、この1カ月間の中で、今月に入ったらもう33万人を超えているんですね。ですから、先ほどの説明では、避難住宅とか、そういうことの建設が進んでいったとかという話があったんですが、この数字の違いが余りにもあるもので、避難者の——わかれば。

○佐藤危機管理防災課長 私どもが聞いている範囲でございますけれども、東北3県につきまして、いわゆる避難所にいたり、今はそのほとんど仮設住宅でございまして、その人数が把握できていなかったというふうに聞いておまして、今回初めて把握——かなりやっぱり混乱していたということのようでございますし、なかなかやっぱり基礎自治体でございます市町村の機能が少し麻痺した部分もございまして、なかなか把握できていなかったということで聞いております。今回、初めてきちんと把握できたというふうに聞いておりますので、県外ではなくて、県内でそれぞれ避難している方々の数が今回把握できたというふうに聞いております。

○岩中伸司委員 そんなにやっぱりかかるものかなという思いがあるんですが、私は、もう1つ、福島原発に関する避難者は、この33万の中の幾つというのは——全然発表はないんですが、それは何も情報はないですかね。

○佐藤危機管理防災課長 国情報はございませんけれども、この中に含まれていると考えております。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○増永慎一郎委員 1件だけいいですか。消防の広域化についてちょっとお伺いしたいんですが、私の地元の上益城の消防組合が広域化から外れるという話をちょっと聞いたんですが、どういうふうな状況になっているのか、ちょっと教えてほしいんですけども。

○原消防保安課長 消防保安課でございます。

消防の広域化につきましては、現在、城北、中央、城南で協議会をつくって検討しておりますが、委員がおっしゃいました上益城地域は、熊本市を中心とする中央ブロックに属しております。

その中から外れるというお話ですが、現在、中央ブロックにつきましては、広域化の方式、いわゆる熊本市に周辺が消防を委託するかあるいは熊本市を含めて新しい組合を設立するかのその方式、入り口論で今議論しておりますので、それがまだ結論が出ておりませんので、年明けましてもう一度協議をして、方式を決めて、熊本市に委託するかどうかあたりの結論を出す時期に来ております。

○増永慎一郎委員 平成25年度からでしたよね。それに間に合うような形になるのか、また、何か、例えば菊池がもう入らないということで、何というか、有明消防とかは飛び地になるものだから、本当は合併しなくちゃいけないんだけど、地元には、そういうふうになりたくないとか、合併したくないとかいう話も残っているということで、上益城消防組合は4人の首長さんがいらっしゃるんですが、みんなそれぞれ今のままだいいという話を私聞いておりますので、その辺はもうち

よつときちんと県の方もやり方を間違えないようにやらないと、合併も広域化もできないと思いますし、広域化した方がいいか悪いかも、もう一遍ちょっと考えていただきたいというふうに思うんですが。

○小嶋市町村局長 市町村局長でございます。

今増永委員から御指摘がありました件につきまして、城北も、それから中央ブロックも、今、一生懸命消防広域化に向けて、首長さん方も参加されて取り組んでおられます。

いろんな課題が今出ております。それで、それを一つ一つ乗り越えながら協議を進めておりますので、そういう過程の中で、中央ブロックにつきましても、先ほど課長も言っておりましたけれども、消防広域化の方式で今いろんな議論をやっておりますけれども、そのちょうど今最後の詰めといたしますか、方式がある程度固まりますと、それから先の協議が進んでいくのではないかとということで、今一生懸命その辺のところに取り組んでおりますので、御理解をいただければありがたいと思っております。

それともう1点ですけれども、県民の方への周知が非常に少ないと、そういう御指摘が多々あっております。それで、これらにつきましても、我々の方も、新聞あるいはパンフレット等も使いまして、今回その消防広域化で達成しようとしている目的、これは我々非常に重要なことだと思っておりますので、そういったことにつきましても周知、啓発に努めてまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員 経緯を、いろんな経緯、よそから聞くのではなくて、やはり執行部の方からきちんと私たちあたりに話ができるような体制をきちんととっていただきたいな

と。うわさを聞いて、そして聞くというふうな形になっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○佐藤雅司委員長 要望ですね。

ほかにありませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望等が10件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後0時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長